

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月 12日
照会部署名 中部ブロック本部適用徴収支援部
厚年適用支援グループ
照会担当者 (係員) 橋本 秀介
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 栗本

(案件)

(受付番号) No. 2010-214	代表取締役の被保険者資格について
------------------------	------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

- 資格喪失届（業務処理マニュアルII-2-1）、
- 月額変更届（業務処理マニュアルIV-1-1）

事業所の代表取締役の資格の取り扱いについてお伺いいたします。
なお、勤務形態などは以下のとおりです。

- ・事業所の代表取締役で勤務形態は常勤であり、役員報酬額の変更により勤務形態の変更は無し。
- ・以下に示す報酬の変更は、報酬の遅配や、財務上の理由により支払いできなかったものではなく、株主総会や取締役会において議決されたものである。
- ・事業所の決算は12月です。

1、平成21年7月までは役員報酬が支給されており、標準報酬月額は260千円と決定されていましたが、会計年度の途中である平成21年8月より役員報酬が無報酬となり、決算期以降も引き続き無報酬となりました。この場合の取扱として月額変更届（平成21年11月より最低等級にて改定）で対応し、その後、決算期到来により平成22年1月1日付けで資格喪失として取扱うのか。または、無報酬となった8月時点より、即座に資格喪失（平成21年8月1日喪失）として取り扱うのか。ご回答をお願いします。

2、また、上記代表取締役について、平成 21 年 8 月より役員報酬が無報酬となりましたが、平成 22 年 1 月より役員報酬が月額 30 万円となりました。このように一時的に無報酬となる場合の被保険者資格の取り扱いについてご回答願います。

【1に対する見解】

役員の場合は、会計年度の年間総額で役員報酬が決定されておりますが、現実にその支払いは毎月分割にて支払いを受けており、具体的に平成 21 年 8 月分より無報酬となるのであれば、その時点から、代表取締役は労務を提供しているものの、労務の対償として報酬を受けている者、又は、その対価としてその報酬を受ける関係にあるものであるとは解すことができず、「その事業所に使用されなくなったとき」と解したうえで、被保険者の資格は平成 21 年 8 月 1 日にて喪失するべきであると思料します。

【2に対する見解】

上記【1に対する見解】と同様の理由により、平成 21 年 8 月 1 日付けで資格喪失として取り扱い、再度報酬が支給となる平成 22 年 1 月 1 日より資格取得となると思料します。

(回答)

ご照会の事例のように報酬の遅配等により一時的に支払いが滞っているものではなく、取締役会等によって無報酬の決定がなされているものであれば、会計年度の途中であっても、取締役会の議事録等を確認したうえで、その時点で被保険者資格を喪失させることとなる。

また、その後に報酬が支給されることとなれば、その時点で被保険者資格を取得させることとなる。

回 答 日 平成22年3月 3日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連 絡 先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上